

コウノトリ但馬空港利用ガイド

よくいただく質問にお答えします！

コウノトリ但馬空港が開港し、まもなく17周年を迎えようとしています。

市では、早くて便利な移動手段の一つである飛行機を気軽に利用していただけるよう、但馬空港発着便の運賃助成を行っています。

今回は、日頃、問い合わせいただくことなど、基本的な事柄について掲載します。

運航ダイヤについて

1～2月は、天候などの飛

3月の運航ダイヤ

東京(羽田)	✈	大阪(伊丹)		✈	但馬	
		便名	到着			便名
7:30	JAL 103	8:45	乗継	9:05	JAC 2321	9:45
15:30	JAL 125	16:40		17:00	JAC 2323	17:40

但馬	✈	大阪(伊丹)		✈	東京(羽田)	
		便名	到着			便名
10:10	JAC 2322	10:45	乗継	11:30	JAL 114	12:35
18:05	JAC 2324	18:40		19:30	JAL 134	20:35

※発着時刻は、天候その他やむを得ない理由により、予告なく変更される場合がありますので、事前に確認してください(3月27日以降は、JAC2321および2322便の運航時刻が5分繰り上がります)。



行条件に考慮して平日の午前便を運休していますが、3月1日からは、毎日2往復のダイヤに戻ります。左記のとおり伊丹空港で乗り継ぐと、東京への移動も片道2時間10～30分と、短時間でも楽しめます。神戸・大阪方面に限らず、他の路線との乗継ぎで、豊岡から全国各地へのお出掛けや各地から豊岡への帰省にと幅広く活用できます。

助成申請について

●助成対象

- ・市内在住または在勤、在学の方
- ・豊岡市出身の方やその家族の方(市内の実家に帰省された場合に適用)
- ・商用で市内の企業や事業所

に來られた方

●助成申請方法

- ・事前助成：上記の旅行代理店で申請書に記入し、助成適用後の金額で購入します。
- ・事後助成：搭乗後に市役所都市整備課または各総合支所地域振興課で申請すると助成金が指定口座に振り込まれます。

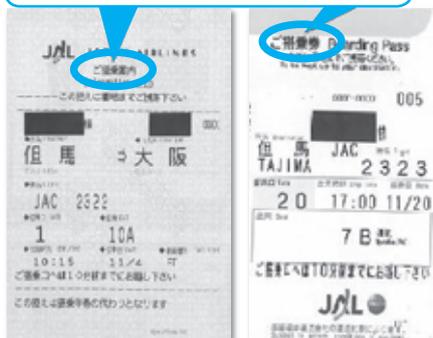
お忘れなく

毎年、小学生と新成人を対象に、無料航空券引換券を配布しています。すでに配布済の引換券の期限は、小学生は4月6日、新成人は9月30日です。

運賃などは…

運賃や助成額は、3月25日発行の市広報紙に掲載します。ぜひ、ご覧ください。

この部分を確認してください！



！申請に必要な搭乗券とは？

搭乗後の助成申請には「ご搭乗券」または「ご搭乗案内」が必要です。

搭乗後は紛失しないよう保管し、なるべく早めに申請ください。

●助成申請が可能なもの

「ご搭乗券」、「ご搭乗案内」

●助成申請が不可能なもの

- 「eチケットお客さま控」
 - 「お座席案内」
 - 「領収書」
 - 「搭乗証明書」など
- ※申請可能な券か不明な場合や印字が不鮮明な場合などは事前に問い合わせください。

《問合せ》都市整備課交通政策係 ☎ 23-1712

国民年金からのお知らせ

国民年金の届出

国民年金は、国内在住の20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければなりません。届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届出のない場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もあります。

就職する20歳以上の方へ

●年金手帳を就職先へ提出ください

20歳以上の方が会社や官公庁などに就職すると、国民年金第1号被保険者から第2号被保険者になります。手続きは勤務先が行いますので、

ますので、必ず届出ください。

年金手帳の提出が必要で、

年金手帳の基礎年金番号は、転職や退職などで加入する年金制度が移っても変わります。今春、就職する20歳以上の方は、勤務先での加入手続きがスムーズにできるよう年金手帳を確認ください。手帳を紛失した方は、市民課または各総合支所市民福祉課に相談ください。



届出が必要なとき	種別	持参するもの
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第1号被保険者となります。	・印鑑 ・年金事務所から届いた取得届
退職したとき (20歳から60歳までに厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります(第3号被保険者に該当する場合を除く)。	・印鑑 ・年金手帳 ・資格喪失証明書 ・雇用保険の書類
・配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき ・厚生年金・共済年金の加入者に扶養されている妻(夫)の収入が130万円を超えたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	・印鑑 ・年金手帳 ・資格喪失証明書

※届出先は、市役所市民課または各総合支所市民福祉課です。

●学生納付特例・納付猶予承認を受けていた方へ
保険料免除や納付猶予を受けた期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。これらの期間は、10年以内であれば後から納付すること(追納)ができますが、3年度以降に追納する場合



は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。資金に余裕ができたなら、将来受け取る年金額を増やすためにも追納をお勧めします。なお、追納の申請は、豊岡年金事務所です。手続きください。

年金受給者で引越する方へ

年金受給中の方が引越により住所または受取金融機関(※)を変更するときは、「住所・支払機関変更届(はがき様式)」を新住所の年金事務所に提出ください。また、年金事務所での住所変更処理が済むまでは、前住所地に年金に関する郵便物が届く場合がありますので、郵便局で郵便物転送依頼を手続きください。



※新しい金融機関で口座番号の証明を受け、次の年金支払日の2カ月前までに手続きください。変更後の支払機関での支払を確認するまでは、旧口座のままにしてください。

豊岡年金事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●3月12日(土)は

午前9時30分～午後4時

●3月7日(月)・14日(月)・22日(火)・28日(月)は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

IP電話・PHS

☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス

日本年金機構

ホームページアドレス
<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》

▽日本年金機構 豊岡年金事務所 ☎22-0948

▽市民課市民係

☎21-9015または各総合支所市民福祉課